

建設工事入札参加資格における変更届等について(県内業者用)

○変更等の届出

建設工事入札参加資格を取得されている方は、以下に掲げる事項に該当するに至った場合には、変更届出書及び添付書類を提出しなければなりません。

変更届の提出部数は2部です。(変更届は審査終了後その場で1部お返しします。)

【提出書類】

変更等の事項	変更届様式番号						
	様式 第14号	様式 第15号	様式 第7号	様式 第9号	様式 第10号	様式 第11号	様式 第12号
1 商号又は名称を変更したとき	○						
2 既存の営業所の名称、所在地を変更したとき	○						
3 代表者を変更したとき	○						
4 入札参加資格を取り下げるとき	○						
5 技術者を追加登録するとき		○					
6 技術者の有資格に変更(資格の追加も含む)があったとき		○					
7 技術者を削除するとき		○					
8 特殊工事に職員を追加登録するとき			○	○	○		
9 特殊工事の登録職員を変更(職名、資格など)するとき			○	○			
10 特殊工事の登録職員を削除するとき			○	○			
11 特殊工事に機械を追加登録するとき			○			○	○
12 特殊工事の登録機械を変更するとき			○			○	
13 特殊工事の登録機械を削除するとき			○			○	

【変更届の添付書類等】

項	変更事項	添付書類等
1	商号又は名称	・登記簿謄本又は履歴事項証明書
2	所在地	・登記簿謄本又は履歴事項証明書
3	代表者	・登記簿謄本又は履歴事項証明書

項	変更事項	添付書類等
5 ～	登録技術者(変更・追加)	・資格証明書(合格証明書、卒業証明書など)又は実務経験証明書 ・健康保険の写し(常勤性確認)[追加のみ] ・雇用保険被保険者証
10	登録技術者(削除)	(不要)

* 特殊工事の登録職員についても同様の書類とする。

項	変更事項	添付書類等
11 ～	登録機械(変更・追加)	・機械証明書((売買契約書、固定資産台帳など) 又はリース契約書(入札参加資格期間以上の契約のもの))
13	登録機械(削除)	(不要)

【商号又は名称等(変更等の事項1～3)の変更届けについて】

・商号又は名称等(変更等の事項1～3)の変更の届出をする場合は、建設業許可の該当変更届(建設業許可様式22-2(必要な添付書類も含む))も同時に提出してください。

【技術者の変更届けについて】

・技術者の変更(削除・資格)は、変更が生じた時点で随時提出してください。追加については、採用後3ヶ月後に提出してください。

【特殊工事の登録における変更届けについて】

・特殊工事に係る職員および機械の変更(追加・削除など)は、変更が生じた時点で随時提出してください。
・受注時に提出していただく「施工体制通知書」には、登録職員および機械を記載していただくことになります。

別表A(特殊工事対象工種一覧)

工種	工種
PC	鋼橋
港湾	アスファルト
交通安全施設	塗装一般
法面植生工	区画線工
法面保護工	畳工
アンカー工	造園

問い合わせ先

鳥取県県土整備部県土総務課

電話 0857-26-7347, 7454